

サービス等利用計画への災害避難情報の記載について（ご依頼）

近年、地震や台風・豪雨により土砂災害や浸水等、市内各地でも多くの災害が発生しており、災害時において支援を必要とする方については、日頃から家族や支援者等と、災害に備えた話し合いを行うことが重要です。

障害福祉サービス利用者については、日頃より関わりのある相談支援専門員の皆様が、災害時の対応について、サービス担当者会議等で話し合っただき、下記の通りサービス等利用計画に記載する等のご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. サービス等利用計画への災害避難情報の記載

- ①「サービス等利用計画」に「災害時の緊急連絡先」「避難所」等を記載する。（別紙参照）
- ②サービス担当者会議等を利用し、関係者で話し合いを行う。

サービス担当者会議等での検討ポイント例

- ・災害時の緊急連絡先（日頃の緊急連絡先と同じかどうか、日頃の緊急連絡先が遠方の場合は、近隣で連絡を取り合う人はいるのか）
 - ・避難所の確認を行い、どのように避難するのか（避難ルート等の確認）
 - ・避難の際必ず持参するもの（薬、障害者手帳、受給者証、ヘルプカード、等）
- ※避難時の心身状況によっては、福祉避難所等への移動や障害福祉サービスの利用（緊急入所等）の場合もある。避難時には相談支援専門員の名刺などを持参してもらうよう伝えておく。

2. 開始時期

令和3年1月以降のサービス担当者会議、サービス等利用計画作成時のタイミングで順次実施。

3. 災害時における留意点

相談支援専門員の皆様ご自身の安全を最優先に行動いただきますようお願いいたします。